平成２５年（フ）第１３２８号
福岡市博多区吉塚７丁目12番38―402号
破産者　岡本湘こと　皇甫　　湘
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９５号
福岡県福津市小竹１丁目５番10―301号
破産者　ＴＫトレーディングこと　田中　康介
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５号
福岡市東区宮松４丁目４番47号
破産者　中園　利明
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５８号
福岡県大野城市東大利３丁目13番23号キャトルセゾン下大利102号
破産者　伊東　武敏
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５１号
福岡市博多区奈良屋町13番16―1004号
破産者　野藤　泰昇
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６号
群馬県みどり市大間々町大間々1180―１　上原団地37―40、開始決定時の住所群馬県みどり市大間々町高津戸762番地
破産者　森下　　勝
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第７７号
埼玉県草加市吉町１丁目２番27号　スリーゼ草加202号
破産者　大塚　賢爾
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
長野県伊那市東春近90番地１　メルヴェイユ204、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台２丁目28番18―４号
破産者　市毛　秀和
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４３号
山梨県甲府市上石田２丁目30番38号　グランヴィ上石田513
破産者　上原かなえ
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８６号
福岡市早良区賀茂４丁目28番３―103号
破産者　久和　義一
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７９号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―1105号
破産者　杉尾　　真
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３号
大分県佐伯市大字長良4698番地６
破産者　矢野マキ子
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
青森県南津軽郡藤崎町大字俵舛字前田12番地
破産者　福士　恵美（旧姓村井）
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４号
福島市山居122番地の７　レオパレス山居第１―202号
破産者　清野　早苗
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１１８号
群馬県太田市龍舞町5133番地　リーベ・パトリー太田403号、前住所三重県四日市市笹川８丁目455番地１
破産者　村田　修作
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４６０号
神奈川県大和市中央林間西４丁目13番４号　戸野方
破産者　森　久美歌
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
長野県飯田市鼎名古熊1874番地　ＧｏｏｄＹＡＺＡＷＡ204号
破産者　下地　忠夫
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１５号
静岡県下田市大賀茂1226番地の119
破産者　飯田まゆみ
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第３７号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1213号
破産者　柴田　達也
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部